伊達市で安心して暮らす

シニアライフを支援します

お問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎ 575-1125

申込方法 各総合支所(保原は高齢福祉課) へ、希望する事業の申請書類をご提出ください。 申請書類は各総合支所や市ホームページで入手できます。

家族介護用品給付(おむつ券)

在宅の要介護者を介護している方に対し、介護用品と引き換えることができる給付券を交付します。7月に見直しを行い、給付品目を整理しました。

利用できる人 下記の①~③の要件をすべて満たしている場合、介護者(家族または親族)に給付します。

- ①介護者と要介護者が市内に居住している
- ②要介護者が要介護4または5で、在宅で生活している
- ③介護者と要介護者の属する世帯全員が市民税非課税 (介護者と要介護者は別世帯でも構いません)

給付内容 給付券により、要介護者1人につき月額 5,000円分の介護用品を給付します。

利用方法 給付券を指定薬局などへ持参し、対象品目と 交換してください。

対象となる 12 品目

紙おむつ	尿取りパット
使い捨て手袋	清拭用品
ドライシャンプー	おむつカバー
防水シーツ	ポータブルトイレ用消臭剤
おむつ専用ゴミ袋	介護用口くうケア用品
ガーゼ	トロミ剤

新規登録を希望する事業者へ

利用できる指定薬局(店舗・事業所)の条件を緩和しました。登録申請書などは市ホームページでも入手できます。



緊急通報装置の貸し出し

一人暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に、 迅速かつ適切な対応が図れるように、SOS の発信ができる通報装置を貸し出します。設置には固定電話回線 を使用します。

対象者 一人暮らし、または日中一人暮らしの 65 歳以 上の高齢者、または重度身体障がい者

※上記以外で利用したい人はご相談ください。

その他 申請には、緊急連絡先(3人) および民生委員の署名・押印が必要となります。

高齢者配食サービス

一人暮らしの高齢者等の日々の健康維持と安否確認の ため、昼食時に安心安全な食材を使った弁当を配達します。

対象者 65歳以上で一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみになる調理が困難な65歳以上の高齢者配達曜日・時間 月曜日~土曜日のうち、希望する曜日の10時~正午(一部、時間調整する地域があります。)

利用料金 1食400円

その他 申し込みの際、緊急時の連絡先として2人分の連絡先の記入が必要となります。申し込み後、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、面接調査を行います。



貸し出し内容

- ・緊急通報装置本体
- ・ペンダントボタン
- ・火災警報器

利用料金 基本料金 (月額 2,695 円) + 通話料金 ※住民税非課税世帯の方は基本料金を市で負担します。

高齡者訪問理美容利用助成事業

理美容店に出向くことが困難な高齢者が、在宅で理美容を受ける経費の一部を補助する助成券を交付します。

対象者 おおむね 65 歳以上で在宅の寝たきりまたは座位 保持困難な人で、下記の①か②のいずれかに当てはまる人 ①要介護 4または5の認定がある人

②疾病などにより理美容店に行くことができない人 事業内容 1年度につき助成券4枚(4,000円)以内を 交付します。申請月によって交付枚数が変わります。 利用方法 訪問理美容1回につき、助成券1枚(1,000円)を利用できます。(1,000円を超えた分は利用者負担)